

北海道獣医師会役員選任規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人北海道獣医師会（以下「本会」という。）の理事及び監事（以下「役員」という。）の選任に関し、必要な事項を定める。

(役員を選任等)

第2条 役員は、公益社団法人北海道獣医師会定款（以下「定款」という。）第14条第2項の規定に基づき、代議員会の決議によって選任する。

2 理事のうち、会長、副会長及び専務理事は、定款第14条第3項の規定に基づき、理事会において選任する。

(役員を選任方法)

第3条 代議員会における役員の選任は、理事会において選定され、代議員会に提出された役員候補者（以下「理事会推薦役員候補者」という。）について、役員候補者ごとに賛否を確認する方法により行う。

2 前項の理事会推薦候補者以外に役員への立候補があった場合は、選挙により選任する。

(選挙による選任)

第4条 前条第2項の規定に基づき、代議員会において役員の選任を選挙によって行う場合は、次の方法により行う。

(1) 役員選挙を実地に管理させるため、代議員会出席代議員のうちから代議員会の承認を得て、選挙管理人4名以内を選任する。この場合、役員の選任の事務を行う委員会として設置された役員候補者推薦管理委員会（以下「推薦管理委員会」という。）の委員を選挙管理人として選任することができる。

(2) 投票は、投票者名を無記名とし、あらかじめ役員候補者氏名を印刷又は記入した投票用紙を用い、投票しようとする者の氏名欄に丸印を付した上、選挙管理人の立会の下に投票用紙を投票箱に投入して行う。この場合、投票しようとする者の氏名欄に付した丸印は選任する役員の定数以内でなければならない。

(3) 前号において出席代議員が行使する議決権は、代議員1人につき1個とする。

2 当選者は、次の方法により決定する。

(1) 有効投票数の過半数に当たる得票を得た者を当選者とする。ただし、当選者の数が役員定数を超える場合は、得票数の多い者の順に、役員定数に至るまでの者を当選者とする。

(2) 当選者が役員定数の下限に満たない場合は、非当選者について、役員定数の下限に達するまで再投票を行って決定する。なお、再投票の結果、当選者の数が役員定数を超える場合は、前号の規定を準用する。

(3) 最下位当選者が同じ得票数で複数名存在し、当選者が役員定数を超える場合は、

最下位当選者について再投票を行い、得票数の多い者の順に当選者を決定する。

- 3 当選者が決定したときは、選挙管理人は、当選者の氏名、その選挙における各役員候補者の得票数等選挙の結果を速やかに代議員会議長に報告しなければならない。
- 4 代議員会議長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに議場で選挙結果を出席代議員に報告しなければならない。

(理事会推薦候補者の選定)

第5条 代議員会に提出する役員候補者の選定は、理事会において、次条第2項で定める推薦区分ごとに次の方法により行うものとする。

- (1) 会長の推薦区分で推薦された理事候補者（以下「会長推薦区分候補者」という。）については、当該候補者について最多の推薦数のあった者を選定するものとし、推薦数が同数の場合は原則として理事の投票により選定する。
- (2) 副会長の推薦区分で推薦された理事候補者（以下「副会長推薦区分候補者」という。）については、当該候補者の推薦数の上位2位までの者を選定するものとし、推薦数が同数の場合は原則として理事の投票により選定する。
- (3) 専務理事の推薦区分により推薦のあった理事候補者（以下「専務理事推薦区分候補者」という。）については、当該候補者について最多の推薦数のあった者を選定するものとし、推薦数が同数の場合は原則として理事の投票により選定する。
- (4) 別表1において定める地区を推薦区分として推薦のあった理事候補者（以下「地区理事推薦区分候補者」という。）は、当該地区から推薦された者を選定する。なお、この候補者は原則として支部長とする。
- (5) 別表1において定める職域を推薦区分として推薦のあった理事候補者（以下「職域理事推薦区分候補者」という。）は、関係部会または当該職域から推薦された者を選定する。
- (6) 監事推薦区分により推薦のあった監事候補者については、当該候補者の推薦数の上位3位までの者を選定するものとする。推薦数が同数で上位3位までを選定することができない場合は、推薦のあった監事候補者全員を選定するものとし、選定された監事候補者について第3条第1項の規定にかかわらず代議員会において選挙により監事3名を選任する。

(役員候補者の選出)

第6条 理事会に提出する役員候補者の選出は、推薦管理委員会委員長から推薦人への推薦依頼に基づき、推薦人が本会の正会員から、推薦区分ごとに選出区分及び推薦定数に従って推薦することにより行うものとする。

- 2 役員候補者を選出する場合の推薦区分、選出区分、推薦定数及び推薦人は、別表1に定めるところによる。

(推薦管理委員会の運営等)

第7条 役員候補者の推薦手続き及び推薦された役員候補者の確認等に関する役員候補

者推薦事務は、推薦管理委員会において行うものとする。

- 2 推薦管理委員会の委員（以下「委員」という。）は、正会員のうちからあらかじめ理事会の承認を得た上で、会長が委嘱する。
- 3 役員及び委員は相互にこれを兼ねることができない。
- 4 推薦管理委員会は、委員3名又は4名で組織する。
- 5 委員の任期は、2年とし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 推薦管理委員会は、会長が招集する。
- 7 推薦管理委員会には、委員の互選により委員長及び副委員長各1人を置く。
- 8 委員長は、推薦管理委員会の事務を総理する。
- 9 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときは、その職務を行う。
- 10 推薦管理委員会の事務は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - （1）役員選任に関する必要事項の代議員等への通知
 - （2）役員候補者の推薦又は立候補の受付及び推薦書又は立候補届出書の確認
 - （3）役員候補者推薦名簿の作成
 - （4）推薦された役員候補者又は立候補者を含む役員候補者の公示
 - （5）その他必要な事項

（役員選任に関する必要事項の公示）

第8条 推薦管理委員会委員長は、役員候補者の選定が行われる理事会の開催予定日及び役員の選任が行われる代議員会の開催予定日（以下「選任期日」という。）並びに選任手続き等役員選任に関する必要な事項を選任期日の60日前までに、正会員及び推薦人に対して公示しなければならない。

（役員候補者の推薦手続き）

第9条 推薦管理委員会委員長は、選任期日の60日前までに、推薦人に対し、役員候補者の推薦を依頼しなければならない。

- 2 推薦人は、前項の規定による役員の推薦依頼を受けたときは、選任期日の30日前までに、別記様式の役員候補者推薦書（以下「推薦書」という。）を推薦管理委員会委員長に提出しなければならない。

（推薦役員候補者名簿の提出）

第10条 推薦管理委員会委員長は、前条第2項の規定による推薦書を受理したときは、推薦された役員候補者の氏名、生年月日及び所属支部名を明示した推薦役員候補者名簿を選任期日の25日前までに会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、推薦管理委員会委員長から推薦役員候補者名簿を受理したときは、これを理事会に提出しなければならない。

(理事会推薦役員候補者の公示)

第11条 推薦管理委員会委員長は、理事会において第5条の規定による役員候補者が選定されたときは、第6条第2項において定められた推薦区分及び選出区分ごとに整理された役員候補者の氏名、生年月日及び所属支部名を明示した理事会推薦役員候補者名簿を選任期日の15日前までに正会員に通知して理事会推薦役員候補者を公示しなければならない。

(役員立候補受付の通知)

第12条 推薦管理委員会委員長は、前条の規定による理事会推薦役員候補者の公示をしたときは、役員立候補の受付について正会員に通知しなければならない。

(役員立候補の届出)

第13条 役員に立候補するときは、選任期日の7日前までに、別記様式3の役員立候補届出書を推薦管理委員会委員長に提出しなければならない。ただし、この場合の立候補者は、本会の正会員でなければならない。

(役員候補者の公示)

第14条 推薦管理委員会委員長は、前条による役員立候補の届出があったときは、役員候補者の氏名、生年月日および所属支部名並びに理事会推薦又は立候補の別を付記した役員候補者名簿を選任期日の5日前までに代議員に通知して役員候補者を公示しなければならない。

(役員の補欠選任)

第15条 役員の補欠選任の方法等に関しては、第3条から第6条まで、第9条から前条までの規定を準用する。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会の議決を経なければならない。

附 則 (平成24年12月17日制定、平成24年度第4回理事会承認)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

別表1 役員の推薦区分、選出区分、推薦定数及び推薦人（第6条関係）

推 薦 区 分	選 出 区 分	推薦定数	推 薦 人（推薦母体）
会 長	全 道	1 名	各支部長
副 会 長	全 道	2 名	各支部長
専 務 理 事	全 道	1 名	各支部長
地 区 理 事	石狩支部	1 名	石狩支部
	空知支部	1 名	空知支部
	上川支部	1 名	上川支部
	後志支部	1 名	後志支部
	道南支部	1 名	道南支部
	胆振支部	1 名	胆振支部
	日高支部	1 名	日高支部
	十勝支部	1 名	十勝支部
	釧路支部	1 名	釧路支部
	根室支部	1 名	根室支部
	オホーツク支部	1 名	オホーツク支部
	宗谷支部	1 名	宗谷支部
	留萌支部	1 名	留萌支部
職 域 理 事	産 業 動 物 臨 床	1 名	各支部長・産業動物臨床部会
	小 動 物 臨 床	1 名	各支部長・小動物臨床部会
	畜産・家畜衛生	1 名	北海道家畜保健衛生所会
	公 衆 衛 生	1 名	北海道公衆衛生獣医師協議会
	学術・教育・研究	1 名	産業動物獣医学会・小動物獣医学会・ 獣医公衆衛生学会地区学会
監 事	全 道	3 名	各支部長

北海道獣医師会役員立候補届出書

令和 年 月 日

公益社団法人北海道獣医師会
役員候補者推薦管理委員会委員長 様

届出者（正会員）

住 所：

所属支部名：

氏 名：

印

私は、公益社団法人北海道獣医師会役員選任規程に基づき、令和 年度定時代議員会において実施される役員改選に役員候補者（理事・監事）として、立候補者しますので届けます。（注）何れかに○印を付けてください。